

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成28年3月22日（火） 8：01～8：17

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣  
麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）  
高市早苗 国務大臣（総務大臣）  
岩城光英 国務大臣（法務大臣）  
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）  
馳浩 国務大臣（文部科学大臣）  
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）  
森山裕 国務大臣（農林水産大臣）  
林幹雄 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）  
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）  
丸川珠代 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）  
中谷元 国務大臣（防衛大臣）  
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）  
高木毅 国務大臣（復興大臣）  
河野太郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）  
島尻安伊子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
石原伸晃 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
遠藤利明 国務大臣

陪席者：萩生田光一 内閣官房副長官  
世耕弘成 内閣官房副長官  
杉田和博 内閣官房副長官  
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 4件
- 国会提出案件 7件
- 政令 32件
- 議員提出法律案関係 1件
- 人事 1件
- 報告 1件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○菅内閣総理大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、世耕副長官から御説明申し上げます。

○世耕内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「平和安全法制整備法の施行等に伴う既往の閣議決定の整理」について、御決定をお願いいたします。本件は、同整備法の施行等に伴い既往の閣議決定について、法令名の変更等、所要の整理を行うものであり、おって、閣議決定の上は、国民の保護に関する基本指針の変更等について、国会に報告するものであります。あわせて、同整備法の施行期日を本年3月29日と定める「同整備法の施行期日を定める政令」及び、同整備法及び国際平和支援法の施行に伴い関係政令の整備を行う整備政令について、御決定をお願いいたします。これらにつきましては、後程、内閣総理大臣及び防衛大臣から御発言があります。

次に、「構造改革特区基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、「内閣官房・内閣府見直し法」による事務移管に伴う所要の変更のほか、構造改革特別区域の第27次提案に対する政府の対応方針を踏まえた新たな規制の特例措置の追加等を行うものであります。

次に、「都道府県の国民保護計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、内閣総理大臣に対し協議のあった岩手県の国民保護計画の変更について、「異議がない」とするものであります。

次に、恩赦2件について、御決定をお願いいたします。いずれも復権を行うものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書7件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令」は、郵便貯金銀行の預入限度額を1,300万円に引き上げるとともに、郵便保険会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の保険金額の限度額の算定に当たり、保険金額に算入しない金額の限度を300万円から1,000万円に引き上げるものであります。

次に、「医療法の一部を改正する法律の施行期日令」は、同法の施行期日を平成29年4月2日とするとともに、医療法人の合併及び分割に係る規定等の施行期日について本年9月1日とするものであり、「同法の一部の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の認定、医療法人の分割の登記等に関し、関連政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、独立行政法人の統合等に伴う関係政令の整備等を行うとともに、独立行政法人労働者健康安全機構が承継する資産に係る評価委員の任命その他の必要な経過措置を定めるものであります。

次に、「交通政策審議会令の一部を改正する政令」は、障害者雇用促進法の一部改正法の施行に伴い、交通政策審議会の権限となった、船員に関する障害者の差別禁

止に関する指針等の策定に際し意見を述べる事を海事分科会の所掌事務に追加するものであります。

次に、「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」は、保険会社が自ら引き受ける特定損害保険契約の保険金額の下限を改めるとともに、事故時に国が交付金を交付することとなる特定賠償義務履行担保契約の保険金額の上限を改めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。青木隆嘉外 1 2 7 名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する地方制度調査会の答申」について、御報告があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、準備のための案件について、申し上げます。まず、議員提出法律案に対する国会法に基づく内閣の意見要旨について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、内閣意見を求められることを条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。明日、衆議院内閣委員会において、委員長から提出、採決予定の「成年後見制度の利用の促進に関する法律案」は、同制度の利用の促進についてその基本理念を定めるとともに、国の責務を明らかにすること等により、同制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであります。これに対する内閣の意見要旨は、「政府としては、特に異存はない。」というものであります。

次に、平成 2 8 年度予算の関連政令 2 4 件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算の成立を条件に、御決定をお願いするもので、その成立まで不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「行政機関職員定員令の一部を改正する政令」は、平成 2 8 年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正するものであります。

次に、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会事務総局、警察庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の各組織令の一部を改正する 1 2 政令及び「防衛省組織令等の一部を改正する政令」は、内閣府、公正取引委員会及び外務省の官房に「サイバーセキュリティ・情報化参事官」を、警察庁、法務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省の大臣官房に「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を、文部科学省の大臣官房に「サイバーセキュリティ・政策評価審議官」を、宮内庁の長官官房に「宮務参事官」をそれぞれ新設等するものであり、個人情報保護委員会事務局、金融庁及び原子力規制委員会の各組織令の一部を改正する 3 政令及び「警察法施行令の一部を改正する政令」は、個人情報保護委員会事務局の参事官、金融庁総務企画局の参事官、原子力規制庁長官官房の総括整理職、各都道府県警察の警察官の定数等をそれぞれ改めるものであり、「消費者庁組織令の一部を改正する政令」は、同庁総務課の所掌事務を変更等するものであります。

次に、「社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部を改正する政令」は、

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備法の施行に伴い、審査請求の事件を取り扱う体制を強化するため、社会保険審査官を増員するものであります。

次に、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令」、「予防接種法施行令」、「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令」、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令」の一部をそれぞれ改正する政令は、平成27年の物価指数の変動等を勘案し、平成28年度における医療手当、介護手当等の額の改定を行うものであります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：本日、平和安全法制の施行のための政令等について閣議決定の運びとなりました。

安全保障に想定外は許されません。いかなる事態においても、国民の命と平和な暮らしを守り抜くことは政府の最も重い責任であります。

本法制の成立後を見ても、例えば、北朝鮮は1月に核実験を行い、2月には我が国上空を飛び越える弾道ミサイルの発射を強行するなど、挑発行為を続けています。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、本法制の施行は、抑止力の向上と地域及び国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することを通じて、我が国の平和と安全を一層確かなものにしていくものであり、歴史的な重要性を持つものであります。

私たちの子や孫の世代に平和な日本をしっかりと引き渡していくため、政府一体となって、万全を期して頂きたい、特に、防衛省・自衛隊においては、中谷大臣の下、新たに与えられる任務を、安全を確保しつつ、適切に遂行できるよう、万全の態勢を整えて頂きたいと思っております。

安全保障政策の推進に当たって重要なことは、広範な国民の支持を得ることです。国民の皆様により一層の御理解を得られるよう、関係各位の引き続きの御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、防衛大臣。

○中谷国務大臣：平和安全法制は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、我が国の平和と安全を維持し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要不可欠なものです。

防衛省としては、隊員の安全を確保しつつ、適切に新たな任務を遂行することができるよう、必要な教育訓練を重ねるなど、任務遂行のための能力を不断に高めることにより、引き続き、準備に万全を期してまいります。

また、平和安全法制の必要性や内容について、国民の皆様からより一層のご理解を得られるよう、引き続き、国民の皆様に対して、丁寧かつ分かりやすい説明を尽くしてまいります。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：第31次地方制度調査会は、3月16日、内閣総理大臣に対して「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」

を行いました。

本答申は、人口減少社会に的確に対応するという観点から、地方自治体間の広域連携や、外部資源の活用等の地方行政体制のあり方、長、監査委員、議会、住民の適切な役割分担によるガバナンスのあり方について取りまとめを行ったものであります。

総務省としては、今回の答申の趣旨を最大限尊重し、今後、実効ある方策を講じてまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣：独立行政法人国立病院機構，国立研究開発法人国立がん研究センター，国立研究開発法人国立循環器病研究センター，国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター，国立研究開発法人国立国際医療研究センター，国立研究開発法人国立成育医療研究センター，国立研究開発法人国立長寿医療研究センター，独立行政法人医薬品医療機器総合機構，独立行政法人労働者健康安全機構及び年金積立金管理運用独立行政法人の理事長について，別紙のとおり任命いたしたいので，御了解願います。

○菅国務大臣：これをもちまして，閣議を終了いたします。

引き続き，閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので，以上をもちまして，閣僚懇談会を終了いたします。

## 閣議案件

〔平成28年  
3月22日〕 (火)

## ◎一般案件

- 資料あり ○ 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行等に伴う既往の閣議決定の整理について（決定）  
（内閣官房・内閣府本府・外務・防衛省）
- 〃 ○ 構造改革特別区域基本方針の一部変更について（決定）（内閣官房）
- 〃 ☆ 都道府県の国民の保護に関する計画の変更について（決定）（同上）
- 資料なし ☆ 恩赦について（決定）（同上）

## ◎国会提出案件

- 資料あり ○
1. 衆議院議員逢坂誠二（民維ク）提出日本国憲法第90条と特定秘密の保護に関する法律第10条第1項の文言上の齟齬に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）
  1. 衆議院議員仲里利信（無）提出TPP協定案に関税撤廃の除外規定がないことにより生じる影響等に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
  1. 衆議院議員緒方林太郎（民維ク）提出環太平洋パートナーシップ協定の国内実施法に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
  1. 衆議院議員逢坂誠二（民維ク）提出公共サービス基本法に対する総務省の取り組みに関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）

1. 衆議院議員鈴木貴子（無）提出日本共産党へのソ連からの秘密資金援助疑惑に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
1. 衆議院議員鈴木貴子（無）提出日本共産党と「破壊活動防止法」に関する質問に対する答弁書について（決定）（法務省）
1. 衆議院議員中根康浩（民維ク）外1名提出福祉タクシーに関する質問に対する答弁書について（決定）（国土交通省）

◎政 令

資料あり  
資あ

- 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）  
（内閣官房・内閣府本府・外務・防衛省）
- 〃 ○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）  
（内閣官房・内閣府本府・外務・財務・防衛省）
- 〃 ○郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（決定）（内閣官房・金融庁・総務省）
- 〃 ○医療法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（決定）（厚生労働・財務省）

- 資料あり ○交通政策審議会令の一部を改正する政令（決定）  
（国土交通省）
- 〃 ○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等  
に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令  
（決定） （国土交通省・金融庁・財務省）

◎人 事

- 資料あり ☆大阪女子大学名誉教授青木隆嘉外127名の叙位  
又は叙勲について（決定）

◎報 告

- 資料あり ☆人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及び  
ガバナンスのあり方に関する地方制度調査会の答  
申について （内閣府本府）

[○署名あり ☆署名なし]

準備のため

〔平成28年〕  
〔3月22日〕 (火)

◎議員提出法律案関係

資料あり  
資料あり

- 衆議院内閣委員長提出予定の成年後見制度の利用の促進に関する法律案に対する国会法第57条の3に基づく内閣の意見要旨について（決定）  
(内閣府本府・財務省)

◎政 令

資料あり  
資料あり

- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令  
(決定) (内閣官房)
- 〃 ○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（決定）  
(内閣府本府)
- 〃 ○宮内庁組織令の一部を改正する政令（決定）  
(宮内庁)
- 〃 ○公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（決定）  
(公正取引委員会)
- 〃 ○個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（決定）  
(個人情報保護委員会)
- 〃 ○警察法施行令の一部を改正する政令（決定）  
(警察庁)
- 〃 ○警察庁組織令の一部を改正する政令（決定）  
(同上)
- 〃 ○金融庁組織令の一部を改正する政令（決定）  
(金融庁)
- 〃 ○消費者庁組織令の一部を改正する政令（決定）  
(消費者庁)
- 〃 ○法務省組織令の一部を改正する政令（決定）  
(法務省)
- 〃 ○外務省組織令の一部を改正する政令（決定）  
(外務省)

資料あり

- 財務省組織令の一部を改正する政令（決定）  
（財務省）
- 〃 ○文部科学省組織令の一部を改正する政令（決定）  
（文部科学省）
- 〃 ○農林水産省組織令の一部を改正する政令（決定）  
（農林水産省）
- 〃 ○経済産業省組織令の一部を改正する政令（決定）  
（経済産業省）
- 〃 ○国土交通省組織令の一部を改正する政令（決定）  
（国土交通省）
- 〃 ○環境省組織令の一部を改正する政令（決定）  
（環境省）
- 〃 ○原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令  
（決定）（原子力規制委員会）
- 〃 ○防衛省組織令等の一部を改正する政令（決定）  
（防衛省）
- 〃 ○社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一  
部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令  
の一部を改正する政令（決定）  
（厚生労働・財務省）
- 〃 ○予防接種法施行令の一部を改正する政令（決定）  
（同上）
- 〃 ○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救  
済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政  
令（決定）（同上）
- 〃 ○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の  
一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）

[○署名あり ☆署名なし]